

釜石市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等の監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年8月24日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 水野 昭 利

[別紙]

財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 名 称 協立管理工業株式会社

(2) 設立の目的 ①ビル・デパート等建造物の管理、清掃及びこれに伴う資材販売
②建造物の環境衛生管理
③保安警備・受付案内・電話交換等のサービス業務
④建造物の冷暖房空気調和設備の保安運転管理及びその他諸設備の営繕修理 等

(3) 市との関係 公の施設の指定管理者

①指定の目的 釜石市営プール、釜石市民交流センター、釜石市民弓道場（相撲場を含む。）及び釜石市球技場について、市民のニーズに応え、効果的かつ効率的に施設を運営し、民間の能力を最大限に生かすことで住民サービスを向上させる。

②指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

③指定管理料 平成 29 年度 57,218,000 円

3 監査の実施期間

平成 30 年 6 月 4 日から平成 30 年 6 月 15 日まで

4 監査の範囲

平成 29 年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務執行状況

5 監査の方法

施設は適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、収支の会計経理は適正になされているかに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

6 監査の結果

施設は適切に管理され、業務は協定等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事業報告の記載事項等に一部改善すべき点が見られたため対応を求めた。